
受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、タイ伝統療法スクールさくらびよりの許諾に基づき、貴方が受講申込を行い、当スクールが提供する講座を受講するにあたっての貴方と当スクールとの間の契約条件が規定されています。なお、本講座は当スクールが貴方に提供するものであり、当スクールは貴方に対し一切義務を負いません。

本規約の適用

第1条

- 1 本規約は、タイ伝統療法スクールさくらびより（以下「当スクール」という）が主催、提供する講座（以下「本講座」という）を利用するに当たり適用されます。
- 2 本講座の申込みをした者（以下「受講生」という）は、申込みの時点で本規約に同意し、その内容に同意したものとみなされます。

講座の利用料金

第2条

- 1 受講生は、当スクールが別途定める受講料金を、当スクール所定の方法により支払うものとします。
- 2 修了認定テストが合格ラインに満たない場合は再テスト費用として1回10,000円（税別）を支払うものとします。
- 3 現行受講生の講座中に再受講の場合は1日につき3,000円（税別）をプライベートでの再受講は1時間3,000円（税別）を支払うものとします。
- 4 各講座の受講時間内に修了できなかった場合は1時間につき5,000円（税別）の追加料金を支払うものとします。

受講規約

料金支払い方法

第3条

- 1 受講生は、当スクールのカリキュラムを受講するに当たり、別段の定めのない限り、受講料金を受講前に支払うものとします。
- 2 受講料金の支払い方法は、現金でのお支払い、銀行振込からお選びいただけます。
- 3 銀行振込の場合は、所定の受講料金を当スクールが指定する期日までに指定する金融機関口座に振込むことにより支払うものとします。振込にかかる手数料は、受講生の負担とします。

クーリングオフ、中途解約

第4条

- 1 当スクールでは、受講申し込みを受領した日を含む8日間は、書面により無条件にお申込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができます。クーリングオフの効力は、当該契約の解除にかかわる書面を発言した時点から生じます。
既に代金をお支払い済の場合は、当スクールより代金をすみやかに返金致します。
- 2 クーリングオフ期間経過後、転勤・長期入院等、不測の事態により学習継続が困難と判断した場合は中途解約を行うことができます。受講生から中途解約のお申し出があった当日から3日以内に契約を終了することとします。
- 3 中途解約の場合、一度納付した学費は原則として返金致しかねます。

授業の中断や休止

第5条

交通機関のトラブル、台風・地震等の自然災害、疫病・伝染病の蔓延、戦争や紛争、講師の不慮の事故・病気等、当スクールが不可抗力と判断したときは、休校または延期することがあります。これらの事由から万一休講を余儀なくされた場合、授業料の返金は原則できかねます。

受講規約

契約の成立

第6条

受講生は、当スクール所定の方法で受講申込みを行うものとし、別段の定めがない限り、入金の確認をもって契約が成立したものとします。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当スクールの判断をもって申込みの不成立とみなすこと、または成立した契約を解除することができます。

- 申込みに際し、虚偽の事実、記入漏れ、または誤記があることが判明した場合
- 申込者が未成年者であり、受講申込みの際に法定代理人の同意を得ていない場合
- 申込者が本規約に反する行為を行う蓋然性が高い等、申込みの成立を認めることが不適切であると当スクールが判断した場合

修了認定

第7条

1 当スクールの修了については、修了実技テストにて90点以上を以って修了認定を与えられるものとします。

2 Loikroh Massage & Yogaの資格認定講座の場合は当スクール修了認定後にチェンマイ本校（Loikroh Massage & Yoga）より修了証が発行されます。

授業の遅刻・欠席

第8条

1 受講生は、受講開始時間を厳守するものとします。ただし、交通機関の乱れや天災によるやむを得ない場合はこの限りでない。

2 無断遅刻、欠席が続く場合、当スクールの判断で除籍となる場合があります。

受講規約

著作権について

第9条

当スクールの提供・使用する教材、案内その他の印刷物、ソフトウェア、デジタルデータを問わず著作権、特許、商標、意匠、ノウハウその他の知的財産権は、当スクール又はLoikroh Massage & Yogaが使用許諾している第三者に独占的に帰属し、下記の行為は認められません。

- ① 教材の無断での複製、引用、翻訳、翻案、転載
- ② 第三者に対する開示、頒布、販売、譲渡、貸与、送信
- ③ 教材の全部又は一部の改変、派生的制作物作成

無断開示・教示等の禁止

第10条

受講生が、有償、無償を問わず、第三者に当スクールの技術・技能を開示、漏洩、提供、教示するためには、当スクールによる事前の書面による許可を必要とします。

禁止事項

第11条

受講生は、本講座の受講に当たりいずれにも該当する行為をしないものとします。

- 本規約に違反する行為
- 他の受講生または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- 当スクールの事前の許諾なしに本講座を受講する権利を第三者に譲渡、売買、貸与、または名義変更する行為
- 本講座に関連して営利活動・宗教上の勧誘等を行う行為
- 当スクールが不適切と判断する行為
- その他、法令・公序良俗に違反する行為

受講規約

損害賠償

第12条

受講生または受講申込者が、本規約または法令に違反する行為を行い、その結果当スクールまたは第三者に損害を与えた場合、当該受講生または受講申込者は、当スクールの被った一切の損害の賠償をする責任を負うものとします。

免責

第13条

当スクールは、その責めに帰すことができない事由により生じた損害、その他以下の各号の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず一切の責任を負わないものとします。

- 第5条のうち、交通機関のトラブル、台風・地震等の自然災害、疫病・伝染病の蔓延、戦争や紛争に起因して発生した損害
- 当スクールの講座により習得した知識、技能を不正確または不適切に使用したことにより、受講生または第三者に発生した損害
- 受講生同士または受講生と第三者との間での個人的な問題により発生した損害
- 第三者の故意による介入により生じた損害

合意管轄

第14条

本規約に関する訴訟については、神戸地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

協議

第15条

本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、当スクールと受講生間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

受講規約

〒 650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通 3丁目2-2
トアロード Wるい 202

タイ伝統療法スクール さくらびより
代表 西尾 桜子

年 月 日

氏名

住所